

加給年金額について

(問 25) 加給年金額が加算される要件等を詳しく教えてください。

(答) 加給年金額の加算要件、改定及び停止は、以下のとおりとなっています。

1 加給年金額の加算要件

退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が20年以上であるもの又は20年とみなされるものに限り、）の受給権者が65歳(昭和24年4月1日以前に生まれた方は、定額部分の支給開始年齢)に達した時にその者によって生計を維持していたその者の65歳未満の配偶者、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は20歳未満で障害等級の1級若しくは2級に該当する障害の状態にある子があるときは、加給年金額が加算されます。

(生計維持の要件)

加給年金額の対象者としての生計維持の要件は、次の生計同一要件及び収入要件を満たす場合とされています。

(1) 生計同一要件は、次に該当する者である。

住民票上同一世帯に属しているとき

住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき

住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること。

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること。

(2) 収入要件は、総務大臣の定める金額（年額850万円）以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者とされています。

2 加給年金額の改定

加給年金額の対象となる配偶者又は子が次に該当した時は、退職共済年金の額が改定されません。

(1) 死亡したとき。

(2) 退職共済年金の受給権者によって生計を維持されている状態でなくなったとき。

(3) 配偶者が、離婚又は婚姻の取消しをしたとき。

(4) 配偶者が、65歳に達したとき。

(5) 子が、養子縁組によって退職共済年金の受給権者の配偶者以外の者の養子になったとき。

(6) 養子縁組による子が、離縁をしたとき。

(7) 子が、婚姻をしたとき。

(8) 子（障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある子を除く。）が、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき。

(9) 障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある子（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子を除く。）について、その事情がなくなったとき（退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態になかった子が、その後障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態になり、18歳以上

20歳未満でその事情がなくなったときも含まれる。)

- (10) 障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある子が、20歳に達したとき(9)と同様に、退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態になかった子が、その後障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態になり、20歳に達したときも含まれる。)

3 加給年金額の停止

- (1) 加給年金額の対象となる配偶者又は子が次に掲げる年金の支給(その全額が支給停止されているものを除きます。)を受けるときは、加給年金額が停止されます。

ア 退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が20年以上(20年以上とみなされるものを含む。)であるものに限る。)

イ 障害共済年金

ウ 国年法による障害基礎年金及び旧国年法による障害年金

エ 厚年法による老齢厚生年金(その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240月以上(240月以上とみなされるものを含む。)であるものに限る。)及び障害厚生年金並びに旧厚年法による老齢年金及び障害年金

オ 旧船保法による老齢年金及び障害年金

カ 国の本法による退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が20年以上であるもの又は60年国の改正法附則第14条第1項に規定する特例受給資格を有する者(国の本法附則第13条の5の規定の適用を受ける者を除く。)に支給されるものに限る。)及び障害共済年金並びに改正前の国の本法による退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに改正前の国の施行法による年金である給付のうち退職又は障害を給付事由とするもの

キ 改正前の本法による退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに改正前の施行法による年金である給付のうち退職又は障害を給付事由とするもの(通算退職年金を除く。)

ク 私学共済法による退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が20年以上(20年以上とみなされるものを含む。)であるものに限る。)及び障害共済年金並びに改正前の私立学校教職員共済組合法による退職年金、減額退職年金及び障害年金

ケ 移行農林共済年金の退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が20年以上(20年以上とみなされるものを含む。)であるものに限る。)及び障害共済年金並びに特例障害農林年金並びに移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金及び障害年金

コ 恩給法による年金である給付のうち退職又は障害を給付事由とするもの

サ 地方公務員の退職年金に関する条例による年金である給付のうち退職又は障害を給付事由とするもの(通算退職年金を除く。)

シ 厚年法附則第28条に規定する共済組合が支給する年金である給付のうち退職又は障害を給付事由とするもの

ス 執行官法(昭和41年法律第111号)附則第13条の規定による年金である給付

セ 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和25年法律第256号)の規定により国の組合が支給する年金である給付のうち退職又は障害を給付事由とするもの

ソ 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)による障害年金

- (2) 退職共済年金の受給権者が、子の加算額が加算された障害基礎年金又は加給年金額が

加算された老齢厚生年金の支給を受けるときは、その間、加給年金額が停止されます。

4 加給年金額の加算額

(1) リーフレットに記載した額(特例水準)

リーフレットに記載した額は、老齢基礎年金の試算額が特例水準で表示しておりますので、加給年金額も特例水準でお知らせしております。

- ア 配偶者 396,000円
- イ 第1・2子1人につき 227,900円
- ウ 第3子以降1人につき 75,900円

(2) 加給年金額に係る年金額(本来水準)

現在の加給年金額については、上記の改正前の旧給付水準の年金額が保障されていますが、本来水準の額は次のとおりとなっています。

- ア 配偶者 392,800円
- イ 第1・2子1人につき 226,000円
- ウ 第3子以降1人につき 75,300円